



令和8年7月6日（同時発表）



中国運輸局・公正取引委員会中国支所が 合同で荷主等パトロールを実施します！！

～物流分野全体の取引環境の適正化に向けて～

中国運輸局では、トラックドライバーの労働時間規制強化による輸送力不足、いわゆる「物流の2024年問題」に対応するため、長時間の荷待ちなどが生じている荷主等に対し、トラック・物流Gメンによるパトロール・是正指導を行っているところです。

その取組の一環として、公正取引委員会事務総局中国支所と連携して、物流分野全体の取引環境の適正化に向けた荷主等への周知啓発活動及び、令和8年1月に施行された「取適法」※に伴う違反行為の未然防止及び周知活動を行うため、**山陰初**の合同荷主等パトロールを実施することとしました。

※製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律。

「下請法」から名称変更されました。

中国運輸局・公正取引委員会事務総局中国支所 合同荷主等パトロール概要

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 実施日時 | 令和8年7月8日（水）13:00～16:00 ※雨天決行 |
| 2 | 場 所 | 鳥取県境港市、島根県松江市八束町江島 |
| 3 | 内 容 | 中国運輸局による改正物流法、トラック適正化二法の周知
（物流効率化に関する各種義務・白トラへの運送委託の禁止等）
公正取引委員会による取適法の周知
（特定運送委託の概要、取引の際の遵守事項・禁止事項等） |
| 4 | 実施機関 | 国土交通省中国運輸局（貨物課、鳥取運輸支局、島根運輸支局）
公正取引委員会事務総局中国支所、一般社団法人鳥取県トラック協会 |

【トラック・物流Gメンとは】

令和5年7月に創設されたトラックGメンは、長時間の荷待ちなど、トラック事業者が法令遵守でなくなるおそれのある行為（違反原因行為）を行っている疑いのある荷主や元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく是正指導を行う国土交通省の部隊です。

令和6年11月には、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組し、物流担当部署の職員と、各都道府県のトラック協会の「Gメン調査員」を加えた総勢360名規模に体制を拡充し全国的なパトロール等を実施しています。

取材申込・取材時の留意事項

<取材申込>

- 情報収集及び周知の様子について撮影が可能です。
- 希望される場合は、7月7日15時までに、氏名、報道機関等名、連絡先の3点について下記問い合わせ先まで御登録をお願いします。集合場所については取材を希望された際にお伝えします。

<留意事項>

- 駐車スペースの用意はありません。
- パトロール実施中の取材や撮影については、取材者御自身において取材対象者（荷主事業者等）に許可を取ってください。
- 撮影される場合には、施設の一般利用者等が特定されないようにプライバシーの保護に十分ご配慮をお願いいたします。
- 当日の取材については、運輸局職員の指示に従ってください。



【お問い合わせ先】

※ 取材を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

中国運輸局自動車交通部 貨物課 音谷・築山・内藤

TEL：082-228-3438

Mail：cgt-chugokukamotsu@ki.mlit.go.jp

公正取引委員会事務総局中国支所

取引適正化調査課 岩本・渡邊

TEL：082-228-1520

Mail：chugoku-shitauke2281520@jftc.go.jp

違反行為の例

長時間の荷待ち



契約にない附帯業務



運賃・料金の不当な据置き



過積載運送の指示・容認



異常気象時の運送依頼



無理な運送依頼

